
福祉用具レンタル契約書

元気ライフ株式会社

重要事項説明書（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

1 事業所の概要

事業所名	元気ライフ有限会社
介護保険事業所番号	2070201534
所在地	松本市大字島内4173-5番地
電話番号	0263-40-3303
FAX番号	0263-48-3321
サービス提供地域(通常営業実施地域)	長野県全域

2 営業日・営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時00分～午後18時00分（緊急時は24時間電話対応）

※納品・引取り・打ち合わせ等に関しては、お客様の希望日時をお打ち合わせの上ご対応いたします。

3 事業の目的と運営方針

（事業の目的）

元気ライフ有限会社（以下「事業所」という）が行う（介護予防）福祉用具貸与の事業（以下「事業」という）の運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）または、厚生大臣が指定した専門相談員講習会終了者、もしくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者（以下「専門相談員」という）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とします。

（運営方針）

事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介助する者の負担軽減を図ります。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 福祉用具取扱い種目

<input type="checkbox"/> 車いす ※1	<input type="checkbox"/> 手すり
<input type="checkbox"/> 車いす付属品 ※1	<input type="checkbox"/> スロープ
<input type="checkbox"/> 特殊寝台 ※1	<input type="checkbox"/> 歩行者
<input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品 ※1	<input type="checkbox"/> 歩行補助杖
<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 ※1	<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知器 ※1
<input type="checkbox"/> 体位変換器 ※1	<input type="checkbox"/> 移動用リフト ※1
	<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 ※2

※1 要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2 要介護4以上の方が給付対象です。

※対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

5 費用等について

（1）レンタル基本料金

サービスを利用した際にお支払い頂く「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、当事業者のカタログ等のレンタル料金表によるものとし、福祉用具貸与が介護保険報酬規程の法定代理受領サービスがある場合は、その負担割合に応じた金額とします。

サービスの利用開始月及び終了月における利用料金の取扱いは次のとおりとなります。

レンタル開始又は終了時期	レンタル料金
レンタル開始日が開始月の15日以前の場合	月額レンタル料全額
レンタル開始日が開始月の16日以降の場合	月額レンタル料の1/2相当額
レンタル終了日が終了月の15日以前の場合	月額レンタル料の1/2相当額
レンタル終了日が終了月の16日以降の場合	月額レンタル料全額
レンタル終了日が開始月と同月内の場合	月額レンタル料全額

※個々の貸与品名の利用料金については、弊社カタログを参照ください。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額（10割）をご負担いただきます。

特定福祉用具購入では、支給限度額が10万円となり、毎年4月から1年間が利用期間となります。

福祉用具の搬入・搬出に特別な装置が必要な場合	実費
階段やエレベーターの使用が困難でクレーンを使用する等	実費
事業所から、通常事業の実施地域を越えた場合	走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)×1ℓあたりのガソリン価格(円/ℓ)

6 お支払い方法

ご利用料金は、銀行・農協・郵便局からの自動引落とし又は現金集金、お振込にてお支払いいただきます。自動引落としの場合は、毎月20日又は27日(休日の場合は翌営業日)に前月分の自己負担分を指定する口座より引き落としさせていただきます。
レンタル解約月は解約手続き時に、現金にて集金させていただく場合がございます。

7 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については利用者または、第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 後述の個人情報利用同意書により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供させていただきます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を利用する場合は事業所が定める規定に従い対応します。なお、利用者の家族の個人情報についても同様の扱いとします。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

8 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 必要に応じて虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 管理者・従事者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。

9 身体的拘束等についての取組

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶ場合は関係機関に情報共有のうえ利用者又はその家族に対して同意書に基づき説明し同意を得た上で、必要最小限の対策を取らせていただきます。
同意書には状況、緊急、やむ得ない理由、経過観察並びに検討内容について記載し、事業所として、身体拘束等をなくしていくための取組を積極的に行います。

10 事業継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため非常時の体制の早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、介護支援専門員従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 サービス提供記録の開示

利用者からサービス提供記録の求めがあった場合は速やかに情報開示します。

12 相談・苦情窓口

ご利用者様相談窓口	レンタル提供責任者 西澤 元
電話番号	0263-40-3303
対応時間	24時間対応(一部電話による対応)
その他相談窓口	長野県国民健康保険団体連合会
電話番号	026-238-1550

13 事故発生時の対応

- (1) 当事者は、利用者に対する指定福祉用具対応の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族に連絡をとるとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 緊急時の連絡先
0263-40-3303
- (3) 当事者は事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

14 職員の職種、員数及び職務内容

従業員の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤1名
専門相談員	5人	常勤5名 1名は管理者兼務

福祉用具レンタル契約書(約款)

以下、賃借人を甲、賃貸人を乙と言います。

第1条 (契約の目的及び内容)

- 1 本契約においてレンタルとは、乙が甲に対してレンタル商品を賃貸することを言うものとします。
- 2 本契約に基づくレンタルについて、公的介護保険の適用がある場合には以下、「介護保険レンタル」と言います。乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このレンタルサービスを提供します。
- 3 甲は、乙に対し、そのレンタルに対する料金(以下「レンタル料金」と言います)を支払います。
- 4 レンタルの詳細は、契約書に記載した通りとします。

第2条 (契約期間)

- 1 本契約の期間は、1ヶ月単位からといたします。
- 2 介護保険適用レンタルの場合は、契約書のレンタル開始日からの甲の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 3 上記契約期間満了日までに、甲から乙に対して文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (レンタル料金)

- 1 甲は契約書記載のレンタル料金を毎月、乙に支払うものとします。
- 2 介護保険適用レンタルの場合には、甲は、レンタル料金から保険給付額を差し引いた差額分をレンタル料金として支払うものとします。
- 3 レンタル料金につきましては、重要事項説明書 項目5 費用等をご参照下さい。

第4条 (福祉用具の引渡し・取扱い説明)

- 1 乙は、甲又は関係者様等と納品ご希望日を打ち合わせの上、該当福祉用具を利用開始日までに契約書記載の納品場所にて引き渡しを行います。
- 2 乙は、福祉用具の引渡し時等に、その取扱いについて乙の福祉用具専門相談員の資格を有する者が甲及び関係者に取扱い方法や注意事項を説明し、取扱説明書の交付を行いますので、本契約書の署名を持って取扱い説明書の手交確認及び取扱い説明を受け受けた確認とさせていただきます。

第5条 (福祉用具の取替え)

福祉用具が引き渡されたのち正常に作動しなくなった場合、乙は福祉用具を修理又は取替えます。但し、修理又は取替えを要するに至った原因が乙の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、修理又は取替えに要する費用は甲が負担するものとします。

第6条 (レンタル料金体系の変更)

- 1 乙は、甲に対して、1ヶ月前までに文書で通知する事により利用単位毎のレンタル料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 甲が、レンタル料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 甲は、レンタル料金の変更を承諾しない場合、乙に対し、文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。

第7条 (甲の解除権)

甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 1 乙が、正当な理由なく、本契約に定める福祉用具レンタルサービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとならない場合。
- 2 乙が、第10条に定める守秘義務に違反した場合。
- 3 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第8条（乙の解除権）

- 1 乙は、甲が本契約に違反した場合、また、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この福祉用具貸与サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときには、文章により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。
- 2 介護保険適用レンタルの場合、乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、甲担当の介護支援専門員又は甲が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。
- 3 介護保険適用レンタルの場合で、次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
 - (1) 甲が死亡した場合。
 - (2) 甲が介護保健施設へ入所した場合。
 - (3) 甲の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

第9条（レンタル料金の滞納）

- 1 甲が、正当な理由なく乙に支払うべきレンタル料金を3ヶ月分以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払がないときには、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 介護保険適用レンタルの場合、乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する市町村等と連絡をとり、解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

第10条（乙の賠償責任）

- 1 乙は、甲に対する福祉用具貸与レンタルサービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合は乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 本契約に基づくレンタルサービスの提供にあたり、乙の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、乙は損害賠償義務を負いません。
 - (1) 甲が、その疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 甲の急激な体調の変化等、乙の提供した福祉用具レンタルを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - (3) 甲もしくは介助者等が、乙の指示・説明、レンタル商品に添付している取扱説明書に反し、または乙の承諾を得ることのないレンタル商品の仕様変更、加工、改造などの行為に起因して損害が発生した場合。

第11条（甲の賠償責任）

乙は、甲の故意又は過失によってレンタル商品が消失し、または回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚れが認められる場合には、甲に対して補償費弁償費相当額の支払いを請求することができます。

第12条（相談・苦情対応）

乙は、甲に提供した福祉用具レンタルサービスについて、甲又は甲の家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、福祉用具レンタルに関する要望、苦情等に対し、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第13条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、甲と乙は介護保険法とその他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

第14条（合意管轄）

本契約についてやむを得ず訴訟または調停の必要が生じた時は、甲及び乙は、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第15条（第三者による契約）

本契約は、利用申込者の判断能力を考慮し、家族・代理人・成年後見人等または第三者立会人の関与のもと契約を締結する場合がございます。

個人情報利用同意書

私、及び私の家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

サービス提供責任者 西澤 元

※福祉用具貸与、特定福祉用具販売の重要事項説明を受け、契約に関わる約款、個人情報の取り扱いに同意のもと次頁の契約書にご署名をお願い致します。